

議 第 332 号

平成30年12月11日提出

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更について、協議により次のとおり定める。

熊本市長 大西 一 史

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務について、ごみ処理施設の設置及び管理運営に関することのうち、クリーンセンターに係る事務については、平成31年3月31日をもって廃止する。

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。